令和８年１１月６日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都港区芝二丁目 7 番 17 号
バリューコマース株式会社
代表取締役 香川 仁

当社は、2026 年 10 月 30 日付で xxx 株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2027 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

１．吸収分割契約の内容

別紙１の吸収分割契約書のとおりです。

２．分割対価の定めの相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割の対価として、当社に対して金１円の金銭を交付します。当社は、承継会社から提示された条件をもとに、本吸収分割により当社が承継会社に承継させるホテル管理システム（PMS）に係る事業（以下「本事業」といいます。）が足元で赤字で推移していること及び今後の見通し、当社が本事業を継続する場合に必要となる追加投資及び運営費用、承継会社が承継する顧客に対するサービス提供義務等を総合的に勘案し、承継会社との間で協議・交渉を重ねた結果、本吸収分割の対価を金１円とすることが相当であると判断いたしました。

また、当社は、本吸収分割後に本事業の運営に関与する予定がないことから、承継会社の株式ではなく金銭を対価としております。

なお、当社は、本吸収分割の規模及び本事業の損益状況等を勘案し、算定機関から算定書は取得しておりません。

３．承継会社に関する事項

(1) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

(2) 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
(3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

４．当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

５．吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項
本吸収分割において、当社及び承継会社の財務状況、本吸収分割により承継される資産及び負債の状況並びに本吸収分割後に見込まれる収益状況等を勘案した結果、効力発生日以降の当社及び承継会社が負担すべき債務について、その履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上

別紙１（吸収分割契約書）

（添付のとおり）

吸収分割契約書

バリューコマース株式会社（以下「甲」という。）と xxx 株式会社（以下「乙」という。）は、甲が「DYNA PMS」の名称で提供するホテル管理システム（PMS）に係る事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、効力発生日の直前において甲が有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。）を、効力発生日に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商　号：バリューコマース株式会社

住　所：東京都港区芝二丁目 7 番 17 号　住友芝公園ビル 7 階

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商　号：xxx 株式会社

住　所：東京都渋谷区渋谷一丁目 3 番 15 号 BIZCORE 渋谷 5 階

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）の範囲は、別紙 1 に定める基準に従うものとする。
2. 本権利義務の範囲は、本事業に専属する資産、契約上の地位、知的財産権、システム、データその他本事業に関連する権利義務を原則として含むものとし、本事業と甲の他の事業とで共用される資産、契約上の地位、知的財産権、システム、データその他の権利義務については、甲及び乙が別途協議の上、その取扱いを定める。
3. 本事業に関連する債権及び債務の帰属並びに効力発生日を基準とする清算については、別紙 1 の定めに従うものとし、同別紙に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議の上決定する。
4. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

第 4 条（債務等の負担）

1. 本事業に関連する債権、債務その他の義務の甲乙間における帰属及び負担は、別紙 1 に定めるところによる。
2. 前項その他本契約の定めにより甲又は乙が負担すべき債務、責任その他の義務について、法令、第三者との契約その他の理由により他方当事者が第三者に対して債務の履行、損害賠償その他の負担をした場合には、当該債務、責任その他の義務を負担すべき当事者は、他方当事者が負担した金額及びこれに合理的に要した費用を補償するものとする。

第 5 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、本権利義務の対価として金 1 円を甲に対して支払い、その支払は効力発生日までに行う。

第 6 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本分割に際して、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 7 条（効力発生日）

１．本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027 年 1 月 1 日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

２．前項の効力発生日まで、甲は本事業について、善良な管理者の注意をもって業務を行い、その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、あらかじめ乙に報告し、その同意を得て行うこととする。ただし、甲による合理的な支配の及ばない事由については、この限りでない。

第 8 条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本分割の実行に必要となる社内承認、株主総会における本契約の承認その他の会社法上必要となる手続、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を、適切に実施する。ただし、甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 9 条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効

力を生じる。ただし、甲の合理的な支配の及ばない事由に起因して次に掲げる事項の全部又は一部が充足されない場合は、当該事由のみをもって本分割の効力発生を妨げるものではない。

⑴　第 10 条に定める甲及び乙の表明及び保証が効力発生日現在において全ての重要な点について真実かつ正確であること。

⑵　甲及び乙の本契約上の全ての義務が履行されていること。

⑶　本契約に定める取引に必要な全ての登録、届出並びに関係官庁の承認及び許認可の取得等が終了し、効力発生日から乙が本事業を開始できることが確実であること。

⑷　甲及び乙が相手方に対し、本契約の締結及び履行を承認する株主総会又は取締役会の議事録の写しを交付したこと。

⑸　甲及び乙において、債権者保護手続その他本分割に必要となる法定手続が完了していること。

第 10 条（表明及び保証）

1，甲は、乙に対し、本契約締結日及び効力発生日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

①　甲は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行し、本分割を完了することにつき必要な権利能力及び行為能力を有している。

②　甲に関して破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続の申立てはなされておらず、かかる倒産手続の開始事由はない。甲による本契約の締結及びそれらの義務の履行は、かかる倒産手続の開始事由とならない。

⑵　授権及び強制執行可能性

甲は、本契約の締結及び本分割の履行に関し、会社法、定款、取締役会規則その他甲の会社規則に従った必要な社内手続を全て履行している。本契約はその締結日において有効かつ適法に締結され、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成する。また、本分割は、法律又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い甲に対して強制執行が可能である。甲に対し、本分割で企図される取引の差止め、中止、若しくは変更、又は取引の著しい遅延を招くような訴訟、仲裁、その他の司法上又は行政上の手続は係属しておらず、かつ、これらの手続が開始されるおそれもない。

⑶　不抵触

甲による本契約の締結、本分割の実行及び本契約書の条項の遵守は、甲の定款、取締役会規則その他の会社規則のいかなる規定にも抵触又は違反するものではなく、また甲に対してなされた裁判所、政府又は規制機関の判決、決定、命令、裁判上の和解及び甲が当事者となる重要な契約に抵触又は違反していない。

⑷　対象資産

①　甲は、本分割の対象となる全ての資産につき乙に承継させる権限を有しており、対象資産は、担保権、制限物権、請求権その他のいかなる負担、制限（本事業の通常の遂行により通常発生するものを除く。）を伴わない。

②　通常かつ慣習的に許容される損耗を除き、対象資産に含まれる有形資産は、合理的な使用状況にあり、それが使用される業務を行うことが可能であり、また、適切に維持及び修繕されている。

③　対象資産に含まれる不動産に関し、建物、境界、衛生、安全に関するものを含むあらゆる法令、省令、命令又は規則の違反はない。

④　甲は、対象資産に含まれる特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権及びノウハウその他一切の知的財産権（出願中のものを含み、また、外国におけるこれに相当するものを含む。以下「本件対象無形資産」という。）の有効性、権利の帰属又はその使用に関し、いかなる第三者からも請求、通知その他の連絡を受け取っていない。本分割の締結及び履行は甲の本件対象無形資産に対する権利を損なうものではない。

⑤　対象資産に含まれる棚卸資産には、期限切れ等出荷に値しないものは、同種同等の取引において一般的に保有する範囲を超えては存在しない。

⑸　対象契約

本分割の対象となる全ての契約は、全てその条件に従って有効で、拘束力があり、また、甲は、対象契約に基づく全ての義務を履行しており、これらについて債務不履行、解除事由又は期限の利益喪失事由その他甲に不利益を生じさせる原因となる事由（以下「債務不履行事由等」という。）は存在しない。

⑹　法令遵守

甲は、本事業に関し、適用のある法令を遵守している。

⑺　許認可

甲は、本事業を行うに当たって、法令上必要な許認可及び承認（以下「本件許認可等」という。）を全て取得しており、本件許認可等は有効に存続していて、効力の停止、失効又は取消等はなく、そのおそれもない。また、本契約の締結及び本分割の履行は、本件許認可等の効力の停止、失効又は取消等を惹起するものではなく、そのおそれもない。

⑻　知的財産権

甲の知りうる限り、本事業、本事業に属する財産、又は本事業に関して販売された製品が、第三者の特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権及びノウハウその他一切の知的財産権（出願中のものを含み、また外国におけるこれに相当するものを含む。）を侵害していない。甲は、本事業、本事業に属する財産、又は本事業に関して販売された製品に関し、第三者の知的財産権その他の権利の侵害に関する第三者からの請求、通知その他の連絡を受け取っていない。

⑼　環境

甲は、本事業に関し、土壌、地下水、汚水、大気汚染、騒音、振動、悪臭、危険物又は廃棄物その他の環境保護に関するあらゆる法律、条例、準則、規則、公害防止協定又は行政指導を遵守しており、これらに違反しておらず、違反に関連する行政機関による請求、調査その他の手続も存在せず、それらが発生するおそれもない。本事業に関し、いかなる者からも、土壌、地下水、汚水、大気汚染、騒音、振動、悪臭、危険物又は廃棄物等の環境問題に関して、苦情は申し立てられていない。本事業に関し、乙に環境に関する責任を負わせるおそれのある、汚染や危険物質の放出その他のいかなる原因も存在しない。

⑽　訴訟その他の紛争

①　本事業に関して、甲に対する又は甲に係るいかなる裁判所、政府又は規制機関の現に効力を有する命令、判決、仮処分、仲裁判断又は審判も存在していない。

②　本事業に関して、甲に対する又は甲に係るいかなる訴訟又は調停、審判若しくは仲裁裁判所による手続も係属していない。

⑾　財務諸表

本事業の貸借対照表、損益計算書は、日本における一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従って適法に作成されており、同日現在又は当該期間に関する本事業の財務状態及び事業成績を同基準に照らして全ての重要な点において正確かつ適正に表示している。

⑿　悪影響を及ぼす変化の不存在

前項に基づく甲の財務諸表の開示日以降、本事業に重大な悪化は生じておらず、そのおそれも生じていない。ただし、本分割において企図されている取引の実行又は甲の合理的な支配の及ばない事由に起因するものを除く。

⒀　完全な開示

本契約締結日前に、甲は、乙に対して、甲が合理的に把握しており、かつ法令又は契約上乙への開示が可能な範囲において、本事業に関する全ての重要な情報を開示した。当該開示済みの情報は重要な点について全て正確、真実なものである。

2、乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、有効に存続している株式会社であること。

(2) 本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

(3) 本契約の締結及び履行について、法令、定款その他の社内規則に基づき必要となる手続を適法に履践すること。

(4) 本契約の締結及び履行が、法令、定款その他の社内規則又は自らが当事者となっている契約その他の合意に重大な違反を生じさせるものではないこと。

第 11 条（競業避止）

甲及び乙は、本契約又は本分割に関連して、甲に対し、会社法第 21 条第 1 項に基づく競

業避止義務その他の本事業と競合する事業の実施を制限する義務を課さないことを確認する。

第 12 条（認証等）

乙は、本事業を運営するために必要となる第三者による承認、認証、登録、利用申請、アカウント開設その他これらに類する手続のうち、本分割により甲から乙に承継することができないものについて、自己の責任及び費用において、その取得、申請、登録、開設その他必要な手続を行うものとする。

第 13 条（費用・公租公課）

1. 本権利義務に含まれるソースコード、契約書、提案書、マニュアル、データその他の資料又は情報について、これらを特定及び整理し、乙への引渡しに必要な状態にするために甲に生じる費用は、甲の負担とする。
2. 前項に定める資料又は情報の乙が指定する場所又は環境への移送、乙におけるシステム環境の構築若しくは設定、データの移行その他乙が本事業を承継後に運営するために必要となる受入れ又は移行作業に要する費用は、乙の負担とする。
3. 前二項にかかわらず、乙が甲に対し、第 1 項に定める引渡しの準備を超える移行支援その他の業務を委託する場合、その業務内容、対価その他の条件は、甲乙間で別途合意するものとする。
4. 本権利義務の移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他本分割に関連して各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 14 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、相手方による重大な本契約違反（第１０条による表明保証事項の重大な違反を含む）が生じた場合において、当該違反が是正可能なものであり、かつ、相当の期間を定めて当該違反の是正を求める文書（電磁的方法を含む）による通知を受領した後、当該期間を経過しても当該違反が是正されないときは、当事者は、本契約を解除することができる。ただし、当該違反がその性質上是正することができないものである場合には、当該違反が本分割の実行を著しく困難にする重大なものであるときに限り、本契約を解除することができる。この場合、本契約の解除は、相手方当事者の違反により被った損害の賠償請求を妨げない。
2. 本契約の変更は、甲及び乙の書面による合意によるものとする。

第 15 条（移管業務委託）

甲及び乙は、本分割とは別途、本事業の移管に必要な業務について、乙が甲に委託する業

務委託契約を締結することがあることを確認し、その具体的な業務範囲、対価、期間その他の条件については、甲及び乙が別途協議の上決定する。

第 16 条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約又は本分割に関連して相手方から開示を受け又は知り得た秘密情報の取扱いについて、当事者間で締結済みの秘密保持契約その他秘密保持に関する合意の定めに従うものとする。

また、本件に関する対外公表については、甲及び乙が事前に協議するものとする。ただし、法令又は金融商品取引所の規則等に基づき必要となる開示については、この限りではない。

第 17 条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、本契約に違反し、又は本契約に定める表明及び保証に違反したことにより相手方に損害が生じた場合、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害について賠償する責任を負うものとする。
2. 前項の損害賠償には、逸失利益、間接損害及び特別損害を含まないものとする。ただし、損害を生じさせた当事者の故意又は重過失による場合は、この限りでない。
3. 第 4 条第 2 項に基づく補償については、本条の適用を受けないものとする。

第 18 条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、本契約に関して甲乙間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

各当事者は、本契約成立の証として、本書を 2 通作成し、記名押印又は署名の上、各 1 通を保管する。本書を電磁的に保管する場合には、本書の電磁的記録を作成し、各当事者合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

2026 年 10 月 30 日

（甲）
住　所　東京都港区芝二丁目 7 番 17 号　住友芝公園ビル 7 階
会社名　バリューコマース株式会社
代表者　代表取締役社長　香川　仁

（乙）
住　所　東京都渋谷区渋谷一丁目 3 番 15 号 BIZCORE 渋谷 5 階
会社名　xxx 株式会社
代表者　代表取締役　髙田　圭

別紙１　承継する権利義務の範囲等

1.　承継する資産

(1)　別添１「承継資産明細」に記載する資産は、乙に承継されるものとする。

(2)　前号のほか、本事業に専属し、本事業の運営に必要なその他の資産が発見された場合は、甲乙協議の上、その帰属を定める。

2.　金銭債権及び金銭債務

(1)　効力発生日の前日までに甲の会計処理上売上又は仕入として計上される、本事業に専属する取引に係る金銭債権及び金銭債務は、乙に承継されないものとし、甲がその回収、支払その他の処理を行う。

(2)　効力発生日以降に売上又は仕入として計上されるべき、本事業に専属する取引に係る金銭債権及び金銭債務は、乙に承継されるものとする。

(3)　前二号にかかわらず、効力発生日の前日時点において未納品又は未履行であり、効力発生日以降に納品又は履行が行われる、本事業に専属する取引については、当該取引に係る契約上の地位を乙に承継し、当該取引に基づき効力発生日以降に発生する債権及び債務は乙に帰属するものとする。

(4)　別添２「承継債務明細」に記載する債務は、前各号の定めに従い乙に承継されるものとする。

(5)　前各号によってもその帰属が明らかでない債権又は債務については、甲乙協議の上、その帰属及び清算方法を定める。

3.　その他承継する権利義務

(1)　契約上の地位

効力発生日の直前において甲が当事者となっている、本事業に専属する顧客契約、仕入契約、業務委託契約、保守契約、ライセンス契約その他本事業に専属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づく権利義務（金銭債権及び金銭債務を除く。）は、乙に承継されるものとする。

ただし、甲乙が別途承継対象から除外することに合意した契約及び本事業と甲の他の事業とで共用される契約は乙に承継されないものとする。

(2)　従業員

別添３に記載する部署に所属する従業員のうち、効力発生日の前日において甲に在籍する者に係る労働契約その他雇用上の権利義務は、効力発生日において乙が承継する。当該従業員に係る賃金その他の労働条件は、効力発生日の直前における内容を維持して承継するものとする。

乙は、効力発生日から３か月間、当該従業員について、効力発生日の直前における賃金その他の主要な労働条件を不利益に変更しないものとする。ただし、当該従業員の個別の同意を得た場合は、この限りでない。

甲及び乙は、当該従業員の労働契約の承継について、労働契約承継法その他の関係法令に従い必要な通知、協議その他の手続を行う。

(3) 知的財産権・システム・データ

本事業に専属するソフトウェア（DYNA PMS)、著作権、ドメイン、システム、データその他の知的財産権及びこれらに関連する権利は乙に承継されるものとする。

ただし、「DYNA PMS」に係る商標権は承継対象に含まれず甲に留保されるものとし、甲は乙に対し、本事業の運営を目的として、2030 年 12 月 31 日までの間、当該商標を非独占的かつ無償で使用する権利を許諾する。

予約管理 DX に係るソースコードその他のプログラムに関する著作権は甲に留保されるものとし、甲は乙に対し、本事業の運営を目的として、当該ソースコードその他のプログラムを非独占的かつ無償で利用、複製及び改変する権利を許諾する。乙は、甲の事前の書面による承諾なく、当該権利を第三者に譲渡し、又は再許諾してはならない。

甲及び第三者が共同で出願中の予約管理 DX に関する特許に係る発明の実施その他当該特許出願に係る権利の取扱いについては、効力発生日までの間に、共同出願人の同意その他必要な手続の可否を踏まえ、甲乙協議するものとする。

「Dynalution」に係る商標権その他甲乙間で別途特定する権利は、乙に承継する。

以上

別添１　承継資産明細

本明細は、2026 年 9 月 30 日時点の内容に基づき作成したものであり、本分割により実際に承継される資産は、別紙 1 に定める基準に従い、効力発生日の直前における内容を基準として確定するものとする。また、本明細への記載の有無のみをもって承継対象の範囲を限定するものではない。

NO	項目	内容	取引先	期間開始	期間終了	帳簿価額（円）	備考
1	ライセンス	Ericom Connectライセンス 300本	(株)ｱｼｽﾄ	2026/3/9	2027/4/5	4,584,250	26年12月末帳簿価額
2	ライセンス	Ericom Connect ライセンス更新	(株)ｱｼｽﾄ	2026/4/6	2027/4/5	786,555	26年12月末帳簿価額
3	ライセンス	Ericom Connectライセンス 250本	(株)ｱｼｽﾄ	2026/6/5	2027/4/5	4,333,624	26年12月末帳簿価額
4	ライセンス	Ericom Connectライセンス 250本	(株)ｱｼｽﾄ	2026/7/27	2027/4/5	4,650,590	26年12月末帳簿価額
5	ライセンス	Ericom Connectライセンス 100本	(株)ｱｼｽﾄ	2026/9/30	2027/4/5	2,285,952	26年12月末帳簿価額
6	ライセンス	ProSupport Plus DD ソフトウェア ｻﾎﾟｰﾄ	ﾃﾞﾙ･ﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ(株)	2024/9/1	2027/4/1	234,752	26年12月末帳簿価額
7	ライセンス	VxRail VE-660（ｻｰﾊﾞ） 有償ｻﾎﾟｰﾄ分	ﾃﾞﾙ･ﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ(株)	2024/12/1	2027/7/1	1,187,207	26年12月末帳簿価額
8	ライセンス	Dell　S4148（ｽｲｯﾁ） 有償ｻﾎﾟｰﾄ分	ﾃﾞﾙ･ﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ(株)	2024/12/1	2027/7/1	249,067	26年12月末帳簿価額
9	ライセンス	VxRail ｿﾌﾄｳｪｱ仮想基盤用有償ｻﾎﾟｰﾄ分	ﾃﾞﾙ･ﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ(株)	2024/12/1	2027/6/1	457,326	26年12月末帳簿価額
10	ライセンス	サービス用仮想環境基板増強のためのvmwareライセンス購入	ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ(株)	2025/8/1	2028/7/31	4,577,100	26年12月末帳簿価額
11	ライセンス	社内用仮想基盤ソフト3年ﾗｲｾﾝｽ	ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ(株)	2024/11/1	2027/10/31	542,080	26年12月末帳簿価額
12	ライセンス	ｻｰﾋﾞｽ提供用仮想基盤ソフト3年ﾗｲｾﾝｽ	ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ(株)	2024/11/1	2027/10/31	3,659,040	26年12月末帳簿価額
13	ライセンス	サービス用ファイアウォール保守更新	(株)ｱｲﾈｯﾄ	2026/3/13	2027/3/12	287,100	26年12月末帳簿価額
14	ライセンス	サービス用ファイアウォールの2027年度先行保守更新	(株)ｱｲﾈｯﾄ	2027/3/13	2028/3/12	2,072,400	26年12月末帳簿価額
15	商品	USB to シリアルケーブル/USBオス_RS-232C用/RoHS指令準拠/グラファイト	(株)大塚商会			2,613	27年2月19日納品予定
					計	29,909,656	

別添２　承継債務明細

本明細は、2026 年 9 月 30 日時点の内容に基づき作成したものであり、本分割により実際に承継される債務は、別紙 1 に定める基準に従い、効力発生日の直前における内容を基準として確定するものとする。また、本明細への記載の有無のみをもって承継対象の範囲を限定するものではない。

NO	区分	内容	請求先名	帳簿価額	備考
1	前受金	施設から受領済みの利用料等	株式会社遠野　あえりあ遠野	585,666	2026年9月30日時点の帳簿残高
2	前受金	施設から受領済みの利用料等	オリックス・ホテルマネジメント株式会社	30,800	2026年9月30日時点の帳簿残高
3	前受金	施設から受領済みの利用料等	富士屋ホテル株式会社	51,328	2026年9月30日時点の帳簿残高
4	前受金	施設から受領済みの利用料等	紋別プリンスホテル株式会社	2,303,840	2026年9月30日時点の帳簿残高
5	前受金	施設から受領済みの利用料等	ホテルサンバレー那須	1,030,371	2026年9月30日時点の帳簿残高
6	前受金	施設から受領済みの利用料等	三保電機株式会社	94,050	2026年9月30日時点の帳簿残高
7	前受金	施設から受領済みの利用料等	株式会社一の湯	5,197,500	2026年9月30日時点の帳簿残高
			計	9,293,555	

別添 3

承継する従業員の内訳

職種	本部	部	チーム	人数
インフラ	技術開発本部	インフラストラクチャー部	システム基盤チーム	3
オペレーション	業務推進本部	オペレーション部	契約管理チーム	1
サポート	業務推進本部	サポート部	プロダクトサポートチーム	7
営業	トラベルテックMS本部	アカウントセールス2部	クライアントパートナー1チーム	5
開発	技術開発本部	技術開発3部	開発4チーム	8
導入	技術開発本部	ソリューション統合部	システム統合チーム または ソフトウェア統合チーム	11
合計				35

別紙２（承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

貸　借　対　照　表

xxx株式会社　　令和 8年 7月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
Ⅰ【流動資産】	【 2,212,209,216】	Ⅰ【流動負債】	【 534,449,664】
普通預金	459,424,954	買掛金	79,798,364
売掛金	184,675,911	未払金	9,962,502
棚卸資産	50,302,930	未払費用	32,828,424
前払金	6,940,403	未払法人税等	152,316,800
前払費用	4,751,328	未払消費税等	38,993,300
短期貸付金	1,450,000,000	前受金	113,936,254
未収入金	56,113,690	預り金	7,429,130
		仮受金	99,184,890
Ⅱ【固定資産】	【 271,863,347】		
1〔有形固定資産〕	〔 5,186,049〕	負債合計	534,449,664
建物	4,516,196	純資産の部	
工具器具備品	669,853		円
2〔投資その他の資産〕	〔 266,677,298〕	Ⅰ【株主資本】	【 1,949,622,899】
長期前払費用	360,000	1 資本金	50,000,000
差入保証金	100,119,005	2〔利益剰余金〕	〔 1,899,622,899〕
敷金	30,000	（その他利益剰余金）	（ 1,899,622,899）
投資仮想通貨	166,168,293	繰越利益剰余金	1,899,622,899
		純資産合計	1,949,622,899
資産合計	2,484,072,563	負債・純資産合計	2,484,072,563

損　益　計　算　書

xxx株式会社

自 令和 7年 8月 1日
至 令和 8年 7月31日

科　　目	金　　額	
		円
Ⅰ【売上高】		
売上高	1,834,083,229	
売上値引戻り高	△400	1,834,082,829
Ⅱ【売上原価】		
商品期首棚卸高	9,551,055	
商品仕入高	298,971,738	
売上原価	355,718,753	
当期製品製造原価	△7,242,616	
他勘定振替高	△34,900	
商品期末棚卸高	19,425,573	637,538,457
売上総利益		1,196,544,372
Ⅲ【販売費一般管理費】		368,363,271
営業利益		828,181,101
Ⅳ【営業外収益】		
受取利息	2,036,901	
有価証券売却益	265,200	
雑収入	15,425,533	17,727,634
Ⅴ【営業外費用】		
雑損失	94,239	94,239
経常利益		845,814,496
Ⅵ【特別損失】		
投資仮想通貨評価損	132,897,078	
前期損益修正損	386,100	133,283,178
税引前当期純利益		712,531,318
法人税、住民税及び事業税	246,081,443	246,081,443
当期純利益		466,449,875

販売費及び一般管理費

xxx株式会社

自 令和 7年 8月 1日
至 令和 8年 7月31日

科目	金額
	円
役員報酬	19,200,000
支払給与	163,054,026
雑給	6,463,640
賞与	4,825,251
賞与引当金繰入額	23,293,997
法定福利費	29,901,272
福利厚生費	9,381,866
消耗品費	1,798,834
地代家賃	48,589,862
リース料	62,300
保険料	513,210
減価償却費	1,111,585
旅費交通費	5,031,900
通信費	6,561,678
水道光熱費	1,560,960
支払手数料	8,137,090
荷造運賃	1,732,889
広告宣伝費	15,966,804
租税公課	158,890
接待交際費	96,170
新聞図書費	92,317
諸会費	215,400
会議費	4,255
貸倒損失	675,000
研修費	37,687
外注費	8,012,669
支払報酬	1,340,000
採用費	10,517,755
雑費	25,964
合計	368,363,271

棚 卸 資 産 の 内 訳

xxx株式会社　　令和 8年 7月31日現在

科　　目	金　　額
	円
商　　品	19,425,573
仕 掛 品	30,062,357
貯 蔵 品	815,000
合　　計	50,302,930

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

xxx株式会社

自 令和 7年 8月 1日
至 令和 8年 7月31日

(単位：円)

	株主資本											評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
						積立金										
当期首残高	50,000,000	0	0	0	0	0	0	1,433,173,024	1,433,173,024	0	1,483,173,024	0	0	0	0	1,483,173,024
当期変動額																
当期純利益								466,449,875	466,449,875		466,449,875					466,449,875
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計								466,449,875	466,449,875		466,449,875					466,449,875
当期末残高	50,000,000	0	0	0	0	0	0	1,899,622,899	1,899,622,899	0	1,949,622,899	0	0	0	0	1,949,622,899

xxx株式会社

自 令和 7年 8月 1日
至 令和 8年 7月31日

個別注記表

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く)
(新・旧)定額法、(新・旧)定率法
無形固定資産(リース資産を除く)
定額法

収益・費用の計上基準
売上高の計上は、検収基準によっております。

消費税等の会計処理方法
税抜経理方式によっております。

リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
なお、未経過リース料総額は、594千円です。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額
有形固定資産から控除した減価償却累計額　14,124千円